

犬山市議会第 1 0 3 号議案

犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例及び犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例及び犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 1 0 月 2 7 日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、育英事業に係る理事会を廃止するため必要があるからである。

犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例及び犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

(犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例（昭和43年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
	<u>（理事会）</u> <u>第3条 育英事業の運営を行うため、犬山市相馬育英事業理事会（以下「理事会」という。）を置く。</u> <u>2 理事会は、市長の諮問に応じ、育英事業の運営に関し意見を述べる。</u> <u>3 理事会は、理事5人以内で組織する。</u> <u>4 理事は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u> <u>（1）市議会の議員</u> <u>（2）教育関係者</u> <u>（3）福祉事業関係者</u> <u>（4）学識経験者</u> <u>（5）市職員</u> <u>5 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u> <u>6 前項の規定にかかわらず、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
第3条～第8条 略	第4条～第9条 略

○犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
	<u>（理事会）</u> <u>第3条 育英事業の運営を行うため、犬山市岡部育英事業理事会（以下「理事会」という。）を置く。</u> <u>2 理事会は、市長の諮問に応じ、育英事業の運営に関し意見を述べる。</u> <u>3 理事会は、理事5人以内で組織する。</u> <u>4 理事は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u> <u>（1）市議会の議員</u> <u>（2）教育関係者</u> <u>（3）福祉事業関係者</u> <u>（4）学識経験者</u> <u>（5）市職員</u> <u>5 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u> <u>6 前項の規定にかかわらず、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

新（改正後）	旧（改正前）
第3条～第8条 略	第4条～第9条 略